

シリーズ
マイナンバー制度 Vol.12

行政管理課行政管理係
☎0824-73-1112

個人番号カード券面イメージ表



マイナンバー制度Q&A

Q 個人番号カードで何ができるの？

A 個人番号カードは希望する方のみに交付され、次のメリットがあります。

1. 本人確認の際の公的な身分証明書

行政手続きや金融機関などで公的な写真付き身分証明書として利用できます。マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

2. 各種行政手続きのオンライン手続き

個人番号カードに電子証明書(※)を付けると、マイナポータル利用やe-Tax(電子申告・納税システム)などのオンライン手続きに利用できます。

※電子証明書とは

2種類のものがあります。

①署名用の電子証明書

インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に、「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。

②利用者証明用の電子証明書
行政のサイト(マイナポータルなど)へのログインなどをする際に、「ログインなどした者が、あなたであること」を証明することができます。

Q マイナポータルって何？

A マイナポータル(情報提供等記録開示システム)とは、マイナンバー

に関する行政機関の間での自分の個人情報やりとりが自宅のパソコンから確認できるもので、平成29年7月ごろから利用可能になる予定です。また、次のようなサービスも順次開始予定です。

▼予防接種の履歴や、確定申告に必要な情報などの確認▼自宅のパソコンからの官民各種手続き▼子育て支援や福祉サービスなど、個人に合ったお知らせが届く など

○マイナンバー制度に関するお問い合わせや出前トークの申し込み

行政管理課行政管理係

☎0824-73-1112

○通知カードや個人番号カードに関するお問い合わせ

市民生活課戸籍住民係

☎0824-73-1157

○消費者ホットライン

局番なしの「188」

消費生活Q&A
くおしえて消費生活相談員く

市民生活課市民生活係
☎0824-73-11154

Q 次のうち買い物や契約の取り消しができるものはどれ？

① ネットショッピングでスポーツウエアを買ったがサイズが大きめであつた。

② 電気店に行つて洗濯機を買つたが、翌日もつと安く売つている店を発見してしまつた。

③ 電話で、料金が安くなると勧誘されてプロバイダを変更した。

④ 電話で、カニを買わないかと勧誘されて、「いいです」と言つて電話を切ると、後日送られてきた。

解説

正解

④ 電話で勧誘された時、契約するのが良いのか十分に考える時間があります。このような不意打ちの勧誘については、決まった期間内であれば、無条件に契約の取り消しができます(クーリング・オフ)。電話勧誘による場合は、契約書面などを受け取つた日から8日間であれば可能です。また、防止策としては、「いいです」とどちらともとれる返事ではなく、「いいません」とはっきり伝えましょう。

不正解

① ネットショッピングなどの通信販売はクーリング・オフの対象外です。
② お店に自分から出向いた時は、不意打ちの勧誘ではありませんので、クーリング・オフという一方的な解除はできません。
③ こちらは不意打ちの電話勧誘ですが、プロバイダ契約など電気通信に関するサービスはクーリング・オフの対象外とされています。

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

☎0824-73-1228 (なやみひと)

にじつくりはなそう)

平日9時～16時(12時～13時は除く)受付

A



正解は④です！